平成２９年（フ）第１９号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番16号
債務者　岡本　千鶴
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８号
島根県浜田市熱田町581番地１（３―314）
債務者　金高　達之
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４２号
佐賀県神埼市神埼町城原2562番地１
債務者　宮庄　清香（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
福島県郡山市昭和２丁目16番14号　佑寿Ⅲ203号、前住所山形市小立一丁目２番24号ラッフィナート・ドゥーエ　202号
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
広島県福山市藤江町3184番地29
債務者　須山　和昌
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１６号
広島県福山市本庄町中１丁目14番11号
債務者　清水　徳久
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７号
広島県福山市本庄町中１丁目14番11号
債務者　清水　達也
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５８号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅1002
債務者　上間　　大
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３５号
神奈川県逗子市久木８丁目11番６号
債務者　湯本　弘典
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1583番地
債務者　畠山　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市津久井４丁目５番６号コーポミキ202
債務者　淺倉　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２７号
神奈川県逗子市逗子３丁目６番９号
債務者　山内　節子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６号
山口市湯田温泉６丁目３番14―503号
債務者　花井　　博
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道滝川市滝の川町東３丁目９番１号　滝の川団地　３号
債務者　木原　聡志
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
北海道伊達市大滝区優徳町64番地８
債務者　杉本　良一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷107番地の17コンフォート201号
債務者　カヤ　芳江（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第８号
新潟県阿賀野市安野町17番44―122号
債務者　渡邉　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部